

第2期橋本市立小中学校適正規模・適正配置基本方針

2024（令和6）年4月9日策定

2025（令和7）年4月22日改訂

橋本市教育委員会

目次

はじめに.....	1
第1章 橋本市の人口動態と児童生徒数の変化.....	2
1 人口動態や児童生徒数の変化.....	2
(1) 人口動態、児童生徒数の推移.....	2
(2) 学級数（普通学級数）の推移.....	4
第2章 橋本市の目指す学校づくり.....	6
1 目指すべき学びの姿.....	6
2 学校教育で目指す子供像.....	7
3 目指す学校づくりの重点目標.....	7
4 小中一貫教育について.....	8
第3章 学校適正規模・適正配置の基本的な考え方.....	9
1 現行の学校規模・学級規模.....	9
2 学校適正規模・適正配置に関する考え方.....	10
(1) 学校の適正規模の方針.....	10
(2) 学級の適正規模の方針.....	10
(3) 学校の適正配置の方針.....	11
3 学校適正規模・適正配置に取り組む上での留意点.....	11
(1) 通学条件（通学距離・時間）等について.....	11
(2) 地域と学校の協働による魅力ある学校づくりについて.....	12
(3) 児童生徒の環境変化への対応について.....	12
(4) 安全対策・学校施設の整備について.....	13
(5) きめ細やかな学習指導と教職員の指導力の向上について.....	13
(6) 学童保育について.....	13
第4章 学校再編の基本方針.....	14
1 小学校の学校再編.....	14
2 中学校の学校再編.....	15
3 小規模特認校制度.....	15
4 学校施設の維持及び管理.....	15

【参考資料】

橋本市立小学校及び中学校の適正規模・適正配置について（答申）

はじめに

橋本市立小中学校適正規模・適正配置基本方針（以下、「基本方針」）は、次代を担う子供に、より良い教育環境を整備するために、2014（平成26）年度に策定し、その後、基本方針に基づき、2016（平成28）年4月西部中学校、橋本中学校、学文路中学校の3校を橋本中央中学校に再編統合しました。

基本方針の策定から約10年が経過し、全国的に少子化が進行するなかで、橋本市においても全国平均よりも早いペースで児童生徒数が減少し、学校の小規模化が進んでいます。今後は、さらなる児童生徒の減少が見込まれるなど、子供を取り巻く教育環境の将来変化に柔軟な対応が求められています。

このように学校教育を取り巻く環境が大きく変化する中で、全ての子供の可能性を引き出す、個別最適な学びと協働的な学びの実現や、持続可能な社会の創り手の育成を目指すため、改めて「子供の成長・発達にとって望ましい教育環境の構築」に向けて、基本方針の見直しの検討を進めるため、橋本市立学校適正規模・適正配置検討委員会（以下、「検討委員会」）を設置しました。検討委員会は、学識経験者、教育関係者、地域住民代表者、保護者代表者や学校関係者などの委員で構成し、人口動態や児童生徒数の変化、教育条件の改善、学校施設の改修や防犯防災対策、地域コミュニティの機能といった4つの観点に沿って検討内容を整理しながら、2023（令和5）年5月の第1回以降、全9回にわたり調査審議が行われ、2023（令和5）年11月15日に検討委員会から教育委員会に答申が提出されました。

教育委員会では、提出された答申を受け、子供の成長を第一に考え、現在の教育を取り巻く環境、教育の実情、将来の人口動態・児童生徒数の推移等から、基本方針の見直しを行いました。

前回の基本方針は、「子供の成長・発達を促進する教育条件」を、市の実態に即して検討を重ね、子供の最善の利益を実現する観点から作成しました。今回の見直しにあたっては、子供の最善の利益に、多様な子供の教育的ニーズに対応できる望ましい学習環境を整えることを目的として加え、作成しています。

このような経過を踏まえ見直した基本方針を「第2期橋本市小中学校適正規模・適正配置基本方針（以下「第2期基本方針」という。）」に位置付けます。第2期基本方針は「橋本市の人口動態と児童生徒数の変化」、「橋本市の目指す学校づくり」「学校適正規模・適正配置の基本方針」、「学校再編の基本方針」の4章構成とし、今後策定を予定している『（仮称）橋本市の新しい学校づくり推進計画』（以下「推進計画」という。）の根幹を示すものとします。

第2期基本方針に基づき、これからの時代に即した望ましい学校の姿を示しながら、児童生徒一人一人の学びの実現に向けて取り組んでいきます。

第1章 橋本市の人口動態と児童生徒数の変化

1 人口動態や児童生徒数の変化

(1) 人口動態、児童生徒数の推移

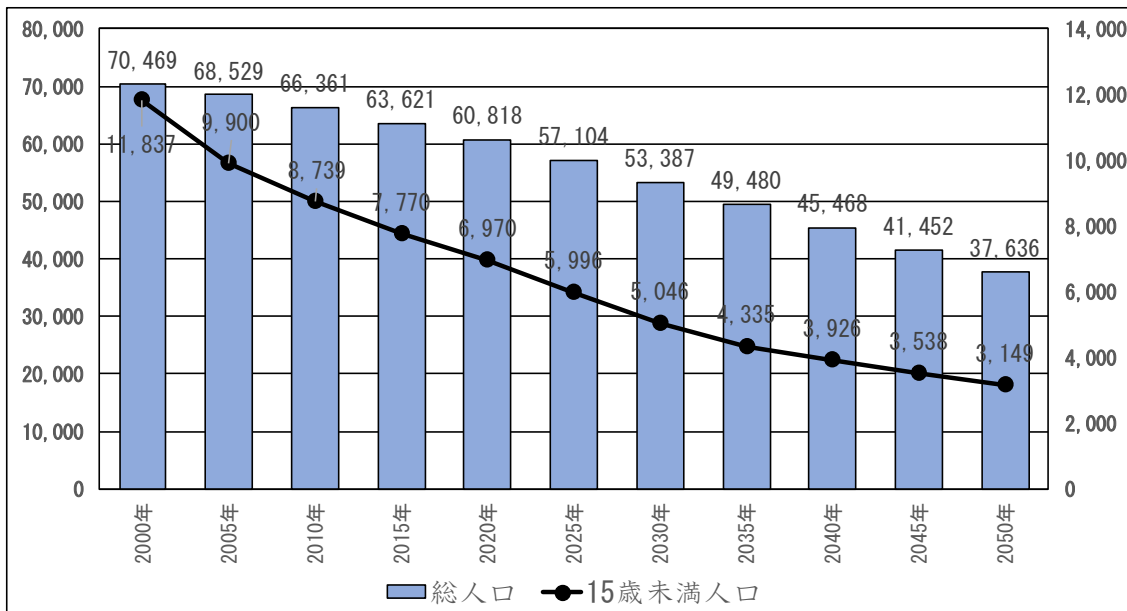
橋本市の人口は、国勢調査では2000（平成12）年度の70,469人を基準に、20年後の2020（令和2）年度には基準の86.3%である60,818人に減少しており、そのうち15歳未満の人口は基準の11,837人に対して58.9%である6,970人に減少し、急速に少子化が進んでいます。さらに15歳未満人口の2025（令和7）年度以降の推計値では、2020（令和2）年度の6,970人を基準に、2030（令和12）年度は基準の72.4%である5,046人、2040（令和22）年度は56.3%である3,926人、2050（令和32）年度は45.2%である3,149人に減少すると推計されており、総人口よりも早いペースで15歳未満の人口減少が予測されています。

表1 橋本市の人口推計

（単位：人）

	国勢調査に基づく実数					推計値					
年	2000年	2005年	2010年	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年
総人口	70,469	68,529	66,361	63,621	60,818	57,104	53,387	49,480	45,468	41,452	37,636
15歳未満人口	11,837	9,900	8,739	7,770	6,970	5,996	5,046	4,335	3,926	3,538	3,149

図1 橋本市の人口推計



※2000年、2005年の数値は合併前の旧橋本市と旧高野口町の人口を合計したものです。

※推計値はコーホート法により算出した、国立社会保障・人口問題研究所による推計値です。（令和5年12月公表値）

児童生徒数を見ても、小学校の児童数では、2012（平成24）年度を基準にすると、2022（令和4）年度には全国の児童数が、基準の90.9%に減少しているなか、橋本市の児童数は、基準の79.5%に減少し、全国に比べ減少率が大きくなっています。

また、今後の推計値では、2020（令和２）年度の児童数２，８３４人を基準とすると、2030（令和１２）年度には２，０８２人となり、基準の７３．５％に減少すると見込まれます。

中学校の生徒数では、同様に2012（平成２４）年度を基準にすると、2022（令和４）年度には全国の生徒数が基準の８９．７％に減少しているなか、橋本市の生徒数は、基準の７７．９％と全国に比べ減少率が大きくなっています。また、今後の推計値では、2020（令和２）年度の生徒数１，３１９人を基準とすると、2036（令和１８）年度には８１４人となり、基準の６１．７％に減少すると見込まれます。

これらの統計資料等（社人研及び出生数による児童生徒数推計値）では、今後、１５歳未満の人口は大きく減少する傾向が見られますが、実際の人口や児童生徒数の増減に関しては、今後のまちづくりや住宅開発の動向にも注視が必要です。

表２ 全国及び橋本市の公立小学校の児童数と学校数の推移

公立小学校	年 度	学校数	児童数	備 考
全国	2012（平成24）年度	21,166校	6,642,721人	
	2022（令和4）年度	18,851校	6,035,384人	学校数△10.9% 児童数△9.1%
橋本市	2012（平成24）年度	15校	3,446人	
	2022（令和4）年度	14校	2,741人	学校数△6.7% 児童数△20.5%

表３ 全国及び橋本市の公立中学校の生徒数と学校数の推移

公立中学校	年 度	学校数	生徒数	備 考
全国	2012（平成24）年度	9,860校	3,269,759人	
	2022（令和4）年度	9,164校	2,931,722人	学校数△7.1% 生徒数△10.3%
橋本市	2012（平成24）年度	7校	1,602人	
	2022（令和4）年度	5校	1,248人	学校数△28.6% 生徒数△22.1%

文部科学省 学校基本調査より

表 4 橋本市立小学校の児童数の推計

学校名	2020（令和2）年度	2030（令和12）年度
紀見小学校	329	248
柱本小学校	145	67
境原小学校	93	162
橋本小学校	244	192
学文路小学校	79	48
清水小学校	65	52
隅田小学校	282	178
あやの台小学校	325	227
恋野小学校	48	25
西部小学校	182	135
城山小学校	277	168
三石小学校	269	191
高野口小学校	223	199
応其小学校	273	190
合 計	2,834	2,082

表 5 橋本市中学校の生徒数の推計

学校名	2020（令和2）年度	2030（令和12）年度	2036（令和18）年度
橋本中央中学校	313	192	182
隅田中学校	268	234	161
紀見東中学校	313	293	226
紀見北中学校	185	134	87
高野口中学校	240	240	158
合 計	1,319	1,093	814

- ・2020（令和2）年度の児童生徒数は学校基本調査に基づいた人数です。
- ・2030（令和12）年度及び2036（令和18）年度の児童生徒数は2024（令和6）年度学校基本調査及び2024（令和6）年3月31日時点の住民基本台帳に基づき算出しています。
- ・中学校の生徒数は、2020（令和2）年度～2023（令和5）年度の進学率の平均を加味して算出しています。
- ・転出入は加味せず、小学校は2023（令和5）年度出生者が小学校1年生となる2030（令和12）年度までを、中学校は2023（令和5）年度出生者が中学校1年生となる2036（令和18）年度までを算出しています。

（2）学級数（普通学級数）の推移

橋本市立小学校の学級数は、2020（令和2）年度の119学級に対して、2030（令和12）年度には86学級となり、72.3％に減少すると見込まれます。橋本市立中学校の学級数においても、同様に2020（令和2）年度の44学級に対して、2030（令和12）年度の36学級（81.8％に減少）を経て、2036（令和18）年度には28学級と63.6％に減少すると見込まれます。

表 6 橋本市立小学校の普通学級数の推計

学校名	2020（令和 2）年度	2030（令和 12）年度
紀見小学校	12	10
柱本小学校	6	6
境原小学校	6	6
橋本小学校	9	6
学文路小学校	5	4
清水小学校	5	4
隅田小学校	12	6
あやの台小学校	12	9
恋野小学校	4	3
西部小学校	6	6
城山小学校	11	6
三石小学校	11	7
高野口小学校	9	7
応其小学校	11	6
合 計	119	86

表 7 橋本市立中学校の普通学級数の推計

学校名	2020（令和 2）年度	2030（令和 12）年度	2036（令和 18）年度
橋本中央中学校	10	6	6
隅田中学校	10	7	6
紀見東中学校	10	9	7
紀見北中学校	6	6	3
高野口中学校	8	8	6
合 計	44	36	28

- ・ 2020（令和 2）年度の普通学級数は学校基本調査に基づいた人数です。
- ・ 小学校の 2 個学年の児童数の合計が 16 名以下（小学 1 年生を含む場合は 8 名）であれば複式学級となります。
- ・ 2030（令和 12）年度及び 2036（令和 18）年度の普通学級数は、表 4 及び表 5 の児童生徒数推計に特別支援学級の人数見込みを控除した人数に基づき計算し算出しています。このため、普通学級数は単純に 35 人で除した数となりません。（複式学級についても同じ）

第2章 橋本市の目指す学校づくり

橋本市では学習指導要領の改訂を踏まえ、「全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現」につなげていくことを目指すべき学びの姿とし、この学びを具現化していくために2023（令和5）年度からの5カ年計画である第3期橋本市教育大綱（以下「教育大綱」という。）を策定しました。教育大綱に掲げた理念と基本方針及び重点目標のもと、E S D（持続可能な開発のための教育）を強く進め、学校、家庭、地域が深く結びついた学校づくりを進めています。

このことを踏まえ、第2期基本方針は、今後、策定する推進計画の根幹にあたるものとして、橋本市が目指す学校づくりの具体的な方向性を示すものとしします。

1 目指すべき学びの姿

今、教育現場では、少子化、子供の多様化、教師の長時間労働による疲弊、情報化の加速度的な進展、感染症等の直面する課題が山積しています。これらの課題を乗り越え、学校教育に求められている「子供が自分のよさや可能性を認識し、そして、あらゆる他者を価値ある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会変化を乗り越える資質や能力の育成」を目指していかなければなりません。

第2期基本方針では、小・中学校の学習指導要領で示された「多様な人々との協働により社会変化を乗り越える資質・能力」として掲げた3つの柱と、令和3年1月中央教育審議会答申（令和の日本型学校教育の構築を目指して）に示された目指すべき令和の日本型学校教育の姿を「全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現」とした内容から、『持続可能な社会の創り手の育成』を、橋本市の学校教育において目指すべき学びの姿として位置付けます。

《3つの柱》

- ・実際の社会や生活で生きて働く「知識及び技能」
- ・未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力等」
- ・学んだことを人生や社会に生かそうとする「学びに向き合う力・人間性等」

《全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現》

- ・基礎的・基本的な知識、技能や言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等の学習基盤となる資質・能力を育成する深い学びが提供されること
- ・多様な児童生徒がお互いを理解しながら共に学び、個々に応じた支援が充実すること
- ・多様な他者と協働して主体的に課題を解決しようとする探究的な学び、体験活動、地域資源（人的・物的）を活用した教育活動などを通じ、地域の魅力や課題などを知り、地域・社会への関心を高めること
- ・全ての児童生徒が安全・安心に学ぶことができること

2 学校教育で目指す子供像

子供が、多様な学びや、多様な意見、人間性に触れることから学ぶ「自分の考えを表現すること、認められる場や活躍できる場を獲得すること、自分事として捉えること」等はとても大切な経験です。

これらの経験から子供は、人生や社会に生かそうとする学びに向かう力を身につけることができ、複雑で予測困難な社会の中でも、未来に向かって創造し、力強くしなやかに、やさしさを持ち、たくましく社会を生き抜く力が備わってきます。このことから、本市の学校教育で目指す子供像を『未来を創造し、たくましく生きる』とします。

3 目指す学校づくりの重点目標

全ての子供たちに保障された学びを通じて、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手を育成していくために、本市の学校教育で目指す子供像『未来を創造し、たくましく生きる』の実現に向けて、以下のとおり学校づくりの重点目標を設定し、具体的な取組を進めていきます。

- ① 多様な学習形態と多様な考えに触れることで、子供が急激な社会変化に対応できる力を身につける。

【解説】

適正な学校規模を確保し、個別学習・グループ学習・一斉学習などの多様な学習形態を提供するとともに、子供同士、子供と教師、地域の人などの人間関係から多様な考えに触れる機会を作ることで、主体的、対話的で深い学びに結びつけ、子供がこれからの社会を生き抜いていく力の素地を身につけることにつなげる。

- ② はしもと型学校・地域連携カリキュラムを生かした9年間の学びを提供し、子供が思考力、表現力、問題解決力等を身につける。

【解説】

小学校と中学校の9年間の学びの連続性を確保し、子供の成長を身近に感じながら子供の発達段階に応じた学力・体力を身につけさせ、E S Dを要とした学習を通して、子供が地域との協働による地域課題を解決に導いていく力を身につけることにつなげる。

- ③ I C T を効果的に活用した学習を積極的に導入し、多様な学びの機会を提供する。

【解説】

I C T（情報通信技術）を利用するメリット・デメリットを整理し、効果的な活用方法により多様な学びによる資質・能力の育成に生かすとともに、子供がこれからの情報社会の中で汎用化するI C T、A I（人工知能）に対する必要な知識を身につけることにつなげる。

- ④ バランスのとれた教師集団を構成することで指導力を高め、子供の多様な学びを保

障する。

【解説】

学びの保障には、教師の高い指導力が求められる。適正な学校規模を確保することで、バランスのとれた教師集団を確保し、指導力の向上を図れるよう、教師間の相談や切磋琢磨できる環境を確保する。

- ⑤ 学習指導、生活指導や生徒指導等で相談できる体制の構築など学校支援の強化を図る。

【解説】

学習指導をはじめとした様々な指導業務が教育現場に課せられており、今後、ますます子供、保護者、地元住民とのコミュニケーションが重要となるので、教育支援センターの強化を図るなど、学校、教師の負担軽減のための支援強化を図る。

- ⑥ 各学校に共育コーディネーターや多様なコミュニティが集える公共空間を配置し、学校と地域による協働の学びを強化する。

【解説】

学校と地域との協働を結びつける重要な役割を担う共育コーディネーターの配置の強化や、学校運営を支援する地域の様々な分野の方々が情報共有できる空間を学校に設置し、学校と地域による協働の学びを強化する。

- ⑦ 学校は、子供が安心して過ごせる居場所として、全ての子供の学びが保障される学校づくりを進める。

【解説】

全ての子供が学校に行きたくなるように、子供に安心や学びの保障を提供することを改めて学校教育の原点であることを確認し、これからの新しい学校づくりを進める。

4 小中一貫教育について

2011（平成23）年6月に作成した「橋本市小中一貫教育方針」に基づき、9年間を見通した連続性のある学習体系の確立や、人事交流による教科担任制の導入、児童生徒間の交流等により専門的な指導を行い、小中の段差を低くした指導などの取組を実施しています。ただ、小学校での教科担任制が進むなど、方針の見直しは必要です。

第2期基本方針では、9年間の学びによる子供の資質・能力をさらに高めることを進めるために、中学校区単位での教育目標を掲げた教育の実践を促進します。中学校区において9年間を見通した連続性のある教育課程を設け、学校教育で目指す子供像にせまります。将来に向けては義務教育学校化の研究を進め、より良い学習環境の構築を推進します。

第3章 学校適正規模・適正配置の基本的な考え方

1 現行の学校規模・学級規模

学校規模の標準は、「学校教育法施行規則」において、また、橋本市での望ましい学校の規模は、現行の基本方針において、表8のとおり定められています。

表8 現行の学校規模の標準等

校種	学校規模の標準	橋本市の方針
小学校	12～18学級	12～18学級
中学校	12～18学級	9～12学級

学級編制の標準は、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」において、表9及び表10のとおり定められています。また、和歌山県では、同法の規定に基づき、独自の基準を定めており、橋本市では県の基準に準拠した編制を行っています。

表9 2025（令和7）年度以降の国及び県における学級編制の標準（普通学級）

校種	学年	学級編制の標準	和歌山県の基準
小学校	1年	35人	35人
	2年	35人	35人
	3年	35人	35人
	4年	35人	35人
	5年	35人	35人
	6年	35人	35人
中学校	全学年	40人	35人

表10 2025（令和7）年度の国及び県における学級編制の標準（複式学級）

校種	学級編制の標準
小学校	16人（1年生を含む場合は8人）
中学校	8人

※橋本市では、基本方針に望ましい学級編制として、表11のとおり示しています。

表11 現行の望ましい学級編制

校種	望ましい学級編制（1学級人数）
小学校	20人～25人
中学校	25人～30人

2 学校適正規模・適正配置に関する考え方

(1) 学校の適正規模の方針

現在の教育状況、将来の学校小規模化への懸念、検討委員会からの答申、目指すべき学びの姿、学校教育で目指す子供像、目指す学校づくりの重点目標等を踏まえ、子供の学びにとって最善の利益となるよう検討した結果、望ましい学校規模の考え方を表12のとおりとします。

表12 望ましい学校規模の考え方

校種	規模	基本的な考え方
小学校	1学年2学級以上	子供が多様な学習形態で学び、多様な考えに触れることで、思考力、表現力、問題解決力等が育まれ、急激な社会変化に対応できる力を身につけるために、各学年2学級以上が望ましい。 今後、1学級の学年が生じている学校が、さらに縮小することが見込まれる段階で統廃合の検討を始める。※1
中学校	1学年2学級以上	教員配置を考えると各学年3学級以上が望ましいが、学校の小規模化が進む中、3学級以上は難しい。幅広く多様な人間関係の中で成長していくことが大切な時期であるので、各学年2学級以上の規模は必要である。 現在、2学級の学年が生じている学校が、1学級となることが見込まれた段階で統廃合の検討を始める。

※1「さらに縮小が見込まれる段階」とは、児童数の推計において「児童数の減少傾向が継続すること」が確認された段階とする。

(2) 学級の適正規模の方針

学級規模については、前回の基本方針では望ましい学級規模として、小学校が20人～25人、中学校が25人～30人としていますが、和歌山県の基準により学級を編制していることから、第2期基本方針において、1学級当たりの児童生徒数は設定しません。

ただし、学級の規模に関わらず、検討委員会が実施したアンケート結果を踏まえ、多様な学習形態を取り入れるなどして、「児童生徒一人一人の状況が十分に把握され、き

め細やかな指導が行われる」学習指導に努めます。

複式学級については、小規模化がさらに進み、同学年でのグループ学習などの活動が困難な規模になることも考えられます。今後の入学児童数を注視し、学校再編の検討を進めている間においても、様々な学習形態や方法を活用し、他校との交流機会を設けるなど学習環境を向上させるよう努めます。

（３）学校の適正配置の方針

９年間の連続した学びを進めていく上で中学校区での学校連携や、児童生徒の安全、通学距離・通学手段、放課後の居場所づくり、学校区等、学校の適正配置の課題は多く、学校再編における校地選定と合わせて検討します。

３ 学校適正規模・適正配置に取り組む上での留意点

学校適正規模・適正配置の取組を進めるにあたり、子供にとって最善の利益を念頭に置き、以下のことに留意しながら取り組みます。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響により、生活様式や社会経済情勢の変化は私たちの生活に大きな影響を及ぼしました。学校教育においても子供、保護者をはじめ、学校、教育関係者に与えた影響は大きいものでしたが、ようやく学校の運営も落ち着きを取り戻しつつあります。したがって、新型コロナウイルス感染症から落ち着きを取り戻しつつある時期であることを踏まえ、学校適正規模・適正配置の取組に際しては、丁寧な説明と対話を重視しながら進めていきます。

（１）通学条件（通学距離・時間）等について

児童生徒の通学条件は、基本方針に表１３のとおり示しています。この条件を超える場合はスクールバス等の運行により改善を図っています。

表１３ 現行の通学条件の基準

校種	通学距離	時間
小学校	３ km程度	４５分程度
中学校	５ km程度	６０分程度

※対象者は廃校となる学校の児童生徒

第２期基本方針では、廃校となる学校の児童生徒の発達段階を考慮し、新たな負担をなるべく小さくするため、表１４のとおり通学条件を変更します。この条件を超える場合はスクールバス等の運行により改善を図ります。

表 1 4 変更後の通学条件の基準

校種	通学距離	時間
小学校	2 km程度	設定しない
中学校	5 km程度	設定しない

（２）地域と学校の協働による魅力ある学校づくりについて

学校は、古くから地域の文化・交流の拠点としての役割を果たしながら、保護者だけでなく、地域の人々に支えられてきたことは言うまでもありません。これまでも学校での学びや、放課後の学習指導、通学の安全指導、防災学習、見守りなど様々な分野で多くの地域の方々に協力をいただいています。さらに、子供の豊かな育ちや学びを支え、子供も大人も共に育ち育てあう共育コミュニティの活動が、全ての中学校区において活発に行われています。

このように、これまで長年培われてきた地域と学校の協働による魅力ある学校づくりの歴史は何ものにも代えがたい、かけがえのないものです。また、学校運営でも、学校運営協議会、共育コミュニティ、教育関係団体等と様々な協働の取組が行われています。

学校適正規模・適正配置を進めるにあたっては、次の３点に重点をおきながら、地域と学校の協働・連携をより一層進め、子供の学びを支える環境づくりの支援を行います。

- ① 地域と学校の協働を深める活動内容のPRを強化します。
- ② 学校運営協議会と共育コミュニティの連携により、学校が抱える課題や、地域が抱える課題の解消につながる取組が発展するよう支援します。
- ③ 学校再編により通学する学校が変わる子供は、その学校区の地域の子供として捉えられるよう地域と学校の協働を進めます。

（３）児童生徒の環境変化への対応について

学校適正規模・適正配置の取組が進んでいくと、子供は、学校、周りの児童生徒、地域などの環境に対し、大きな変化を経験することになります。この環境変化の対応については、児童生徒には細心の注意を払い、寄り添っていかねばなりません。教育委員会、学校、教師は元より、スクールカウンセラー、発達相談員などの専門職員も含め、十分な体制でケアを行うことが重要であると考えています。保護者への説明についても同様です。

学校適正規模・適正配置を進めるにあたっては、次の４点に重点をおきながら、児童生徒の環境変化への対応を進めます。

- ① 学校再編による児童生徒への対応については、保護者も含め、丁寧に計画的に行います。また、スクールカウンセラー、発達相談員などの専門職員も含めた支援の体制を整えていきます。
- ② 気軽に相談できる雰囲気づくりに努め、インターネット等による相談ができるように工夫します。

- ③ 子供が安心できる居場所づくりを進めます。
- ④ 学校間、特に中学校区での交流による仲間づくりを進めるとともに、公民館事業、こども館・児童館事業等は学校区を越えた子供の交流が図れるよう工夫します。

（４）安全対策・学校施設の整備について

① 通学路の安全対策

通学路交通安全プログラムで計画的に安全対策を実施します。なお、学校再編に伴い通学路が変更する場合は、重点的に点検を行い、必要とする安全対策を進めます。

② 防犯対策

防犯訓練・防犯教室、地域の見守り活動、情報発信などを通じて、引き続き防犯対策に取り組みます。また、より一層の防犯対策のために、学校と地域、子供と地域住民のつながりを強化し、地域の協力を得られるように努めます。

学校への不審者侵入の対策として、防犯カメラの設置に向けて検討を進めます。

③ 学校施設の整備

安全を第一とし、学校施設・設備の長寿命化を計画的に実施します。なお、緊急的に対応しなければならない修繕が発生した場合は速やかに対応します。

④ 災害対応

災害が想定される区域に設置されている学校は、対策工事の実施や施設・設備の移転等の対策を実施します。今後、新たに設置する場合は、災害の想定される区域等を考慮する必要があります。

（５）きめ細やかな学習指導と教職員の指導力の向上について

学校では、児童生徒一人一人の状況を十分に把握したきめ細やかな指導を行なっています。

学校適正規模・適正配置を進めるあたり、児童生徒一人一人に対するきめ細やかな指導を行うために、次のとおり教職員に対する支援の強化を図ります。

- ① 各学校の教職員の配置にあたっては専門性など、できる限りバランスのとれた集団の形成を図ります。
- ② 教職員の負担軽減のため、教育支援センターの体制の充実を図ります。
- ③ 教師の指導力の向上のため、実効性のある校内研修、教科研修、指導力向上研修を実施し、教師が熱意ある姿勢を持続的に磨いていく体制を構築します。

（６）学童保育について

学童保育の利用者は年々増える傾向があり、ますます学童保育の役割の重要性が高まります。学校再編を進めるにあたっては、保育の場所が変わるなどの環境の変化に対する対処の方策を検討します。児童への対応や保護者のニーズに沿った保育環境の構築のために、学童保育の運営事業者、保護者と十分に話し合いを行いながら、より良い学童保育の運営を支援します。

第４章 学校再編の基本方針

前回の基本方針では、小学校は条件を付してはいますが、通学距離・時間の理由と、学校は地域の文化・交流の拠点としての役割を持つとのことから、既存の学校は存続としました。また、中学校についてはクラス替えができない学校は、校区の見直し、統廃合等を進めるとし、西部中学校、橋本中学校、学文路中学校を2016（平成28）年に再編統合しました。

第２期基本方針では、学校は地域の文化・交流の拠点であることを改めて認識したうえで、「第１章橋本市の人口動態と児童生徒数の変化」、「第２章橋本市の目指す学校づくり」、「第３章学校適正規模・適正配置の基本的な考え方」に沿って、子供にとって望ましい教育環境を構築することを検討した結果、次のとおり学校再編の基本方針とし、学校適正規模・適正配置を進めます。なお、学校再編の基本方針の説明に際しては、丁寧な説明と対話を重視しながら進めていきます。

また、人口減少は今後も継続することが見込まれるため、児童生徒数の推計の見直しは、概ね10年ごとに実施することとします。

１ 小学校の学校再編

小学校の学校再編は2032（令和14）年度までを目標に次のとおり進めます。

（１）橋本中央中学校区

橋本中央中学校区では、2031（令和13）年度を目標に「学校適正規模の考え方」から橋本小学校と学文路小学校と清水小学校の再編統合を進めます。

（２）隅田中学校区

隅田中学校区では、2028（令和10）年度を目標に「学校適正規模の考え方」から隅田小学校と恋野小学校の再編統合を進めます。

（３）紀見東中学校区

紀見東中学校区では、2032（令和14）年度を目標に「学校適正規模の考え方」並びに、災害対応（学校敷地の一部に土砂災害特別警戒区域（急傾斜）が指定）から境原小学校と城山小学校の再編統合を進めます。

（４）紀見北中学校区

紀見北中学校区では、2029（令和11）年度を目標に「学校適正規模の考え方」から柱本小学校と三石小学校の再編統合を進めます。

2 中学校の学校再編

再編統合は行なわないこととします。

なお、前回の基本方針にある「長期的には4校が望ましい」とした考えについては、見直しを行いません。

3 小規模特認校制度

市内全域から通学可能な小規模特認校制度の導入については、児童生徒数の推移を踏まえ前回の基本方針から引き続き、検討を行います。

4 学校施設の維持及び管理

市全体の公共施設の延床面積のうち学校施設は3割、学校も含めた教育施設は5割を占めています。今後も児童生徒にとって望ましい教育環境の構築を目指し、橋本市学校施設長寿命化計画に基づき中長期的な維持及び管理を進めていきます。

また、今後、学校再編が進んだ場合に生じる学校の跡地については、地元の意見を聞きながら、市公共施設等総合管理計画の考え方に沿って、最適と考えられる方法で検討を進めます。

參考資料